



|                  |   |      |  |
|------------------|---|------|--|
| 発表項目<br>(行事名)    | テレワーク環境整備加速化補助金の活用促進について  |      |  |
| 記者レクチャー<br>のお知らせ | (実施日時)  | 発表者  |  |
|                  |   | 発表場所 |  |
| 概要               | <p>○ 道では、札幌市外に本社を置く道内中小企業事業者が行う、就業規則等の作成・変更、パソコンやタブレットの導入を含めた、テレワーク用通信機器の導入・運用等を行う場合の経費の一部を補助することによりテレワークの普及・定着を図るため、「テレワーク環境整備加速化補助金」の3次募集を2月18日(金)まで受け付けております。</p> <p>○ 補助金の概要は、以下のとおりです。<br/>対象者：本社及びテレワークを実施する事業所が札幌市外にあり、新たにテレワークを導入する中小企業者等<br/>補助金額：3/4以内<br/>上限額60万円<br/>支給要件：① 就業規則の改正または労働協約の作成・変更<br/>② 月2日以上(端末1台当たり)のテレワーク実施<br/>③ テレワークの活用を含めた事業継続計画書(BCP)の策定<br/>④ ホワイト・テレワーク・デイズ2021への参加<br/>⑤ 令和4年度末までのテレワークの継続実施の誓約<br/>対象経費：① 就業規則の改正または労働協約の作成・変更の経費<br/>② 外部専門家によるコンサルティングの経費<br/>③ 労務管理担当者・労働者に対する研修の経費<br/>④ テレワーク用通信機器(ノートパソコン、タブレットを含む)の導入・運用の経費</p> <p>○ 申請サポート窓口を1月20日(木)に開設しております。<br/>上川総合振興局産業振興部商工労働観光課<br/>住所：旭川市永山6条19丁目 電話：0166-46-5938</p> <p>○ 申請手続など詳細については、道のホームページをご覧ください。<br/><a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/89411.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/89411.html</a></p> |      |  |
| 参考               | リーフレットをご参照ください。   |      |  |

|                 |  |
|-----------------|--|
| 報道(取材)に当たってのお願い | <p>在宅ワークに限らず、外回りの多い医療福祉業、建設業、飲食業におけるリモートワークなど、幅広い業種でご活用いただけるほか、申請様式等には、全て記載例があり、<u>比較的簡単に申請いただける制度</u>となっております。</p> <p>道内でオミクロン株の感染が広がる中、道では、事業者の方々に、業務継続計画(BCP)の点検・策定を働きかけており、感染リスクの低減と社会経済生活の両立を図ることができるテレワークの一層の普及・定着に向け、積極的な報道をお願いいたします。</p> |
|-----------------|--|

|             |   |
|-------------|---|
| 担当<br>(連絡先) | <p>経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室就業推進係(担当者：石原)<br/>TEL ダイヤルイン：011-204-5354 内線：26-756<br/>上川総合振興局産業振興部商工労働観光課(担当者：水口)<br/>TEL ダイヤルイン：0166-46-5131 内線：2400</p> |
|-------------|---|

最大

60万

補助率 3 / 4 以内

# テレワークに必要な PC等を補助します

[ テレワーク環境整備加速化補助金 ]

申請期間（3次募集）令和4年1月18日～2月18日

（申請額が道の予算額を超える場合は、期間中でも受付を締め切ることになります。）

## 補助対象者

- ・札幌市を除く道内に本社及び事業所を有する  
中小企業者等
- 医療法人、社会福祉法人、学校法人なども対象です。
- ※常時雇用する労働者を2名以上、6カ月以上雇用 等

## 補助率等

| 補助率         | 上限額                     |
|-------------|-------------------------|
| 3 / 4<br>以内 | 60万円<br>対象経費上限額<br>80万円 |

## 補助対象事業・補助金支給要件

### 補助対象事業

就業規則の改正または労働協約の作成・変更  
外部専門家によるコンサルティング  
労務管理担当者・労働者に対する研修  
テレワーク用通信機器の導入・運用

### 補助金支給要件

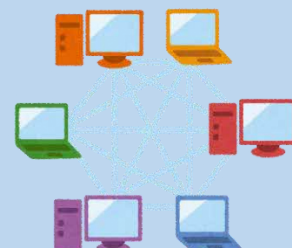
就業規則の改正または労働協約の作成・変更  
月2日以上（端末1台当たり）のテレワーク実施  
テレワークの活用を含めた事業継続計画(BCP)の策定  
ホワイト・テレワーク・デイズ2021への参加  
令和4年度末までのテレワーク継続実施の誓約

## 活用例



外回りの多いケアマネージャーにタブレットを支給しリモートワーク

など、医療福祉業、建設業、飲食業…多様な業種でご活用の実績あり



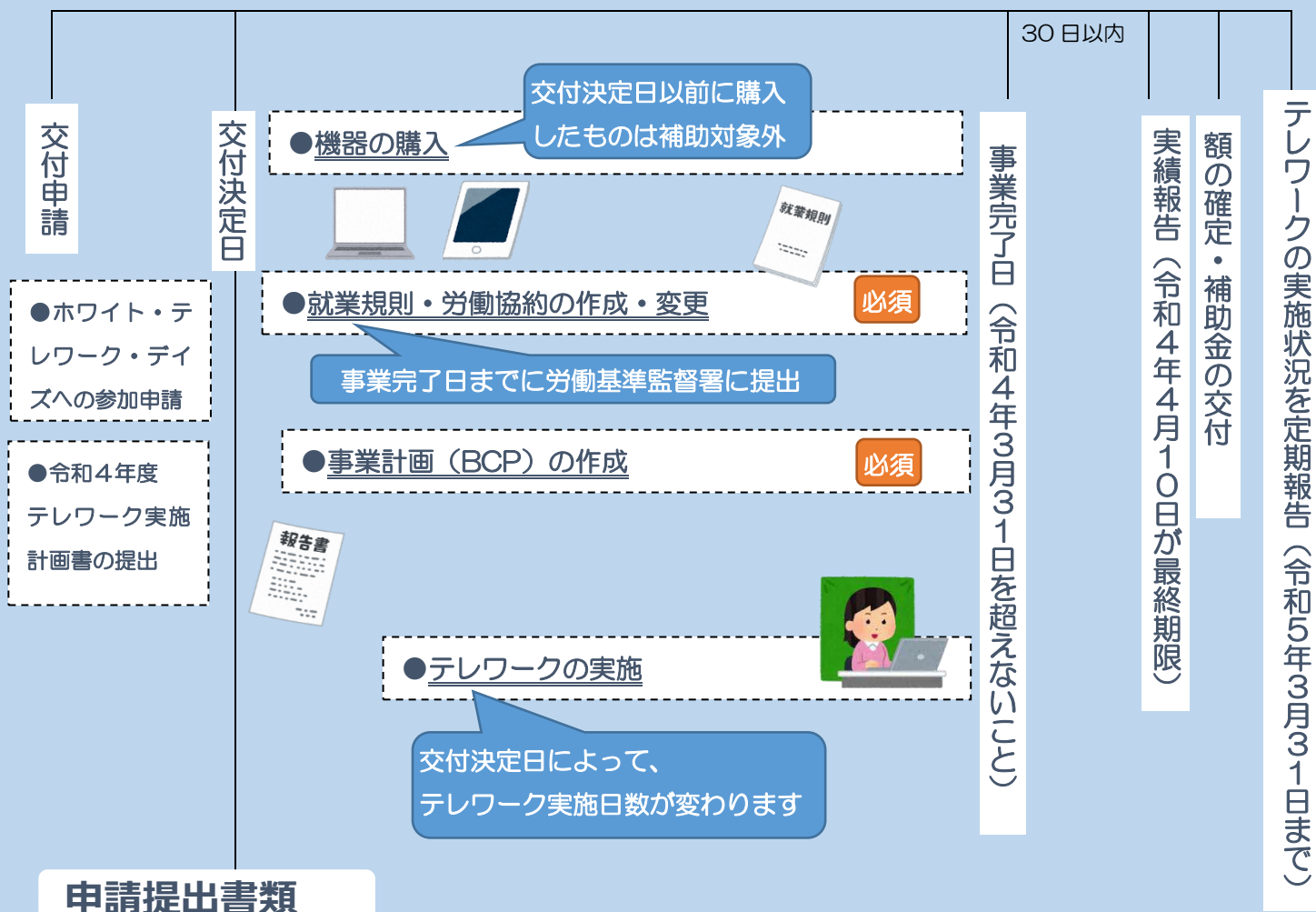
## 申請方法

- ・紙申請（簡易書留、レターパック）と電子申請の両方が必要です。
- ・申請様式は道HPからダウンロードしてください。

テレワーク 北海道

各(総合)振興局に「申請サポート窓口」を開設しています。所在地・電話番号等はHPでご確認ください。

# 申請から補助金交付までの流れ



## 申請提出書類

| 提出書類   | 提出書類  |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 交付申請書   | <input type="checkbox"/> 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。）を滞納している者でないことを確認できる書類                    |
| <input type="checkbox"/> 就業規則  | <input type="checkbox"/> 導入しようとする製品のカタログ、見積書等   |
| <input type="checkbox"/> 労働協約  | <input type="checkbox"/> ホワイト・テレワーク・デイズへの参加申請   |
| <input type="checkbox"/> 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）  | <input type="checkbox"/> 令和4年度テレワーク実施計画書  |
| <input type="checkbox"/> 開業届の写し  | <input type="checkbox"/> 誓約書  |
| <input type="checkbox"/> 札幌市を除く道内の事業所に常時雇用する労働者を2名以上、かつ交付申請時点において6ヶ月以上継続して雇用していることを確認できる書類 |  |

## 〈お問い合わせ先〉

北海道経済部  
労働政策局雇用労政課  
働き方改革推進室  
テレワーク支援班

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
TEL：011-204-5354  
FAX：011-232-1038  
MAIL：keizai.korou1@pref.hokkaido.lg.jp

